

第 87 号議案（議員提出議案）

島本町議会会議規則の一部改正について

島本町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 12 月 25 日提出

提出者 島本町議会議員

ナカジマ	洵	智	すえおか	友	行		
月	足	まさや	河	上	り	さ	
東	田	まさき	清	水	貞	治	
福	嶋	保	雄	山	口	博	好
西	山	ようこ	中	田	み	どり	
永	山	優	川	嶋	玲	子	
野	口	日利	美				

提案理由

表決における電子採決システムの導入に伴い、所要の改正を行うもの。



島本町議会会議規則の一部を改正する規則

島本町議会会議規則（昭和62年島本町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第81条を次のように改める。

（電子採決システム等による表決）

第81条　議長は、表決を採ろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2　電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

3　第1項及び第87条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

4　前項の場合において、議長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を

採らなければならぬ。

第 87 条ただし書中「起立又は挙手の」を「電子採決システムによる」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。